

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

項番	コメントの概要	金融庁の考え方
1	主務大臣は、命令案第4条に基づき必要書類が提出されれば、必ず指定を行うという理解で良いか。	振替法第44条第1項第13号の指定は、主務大臣の合理的な裁量に基づく個別判断により行われるものであり、命令案第4条に基づき必要書類が提出されれば必ず指定を行うというものではありません。
2	振替法第44条第1項第13号に基づく主務大臣の指定は、法人単位で行われるという理解でよいか。その場合、複数の国あるいは地域において振替法上の振替業を行っている場合、指定申請書に記載する「外国における免許等」については、いずれか一つの国・地域で受けている免許を記載すれば足りると理解してよいか。	振替法第44条第1項第13号に基づく主務大臣の指定は、法人に対して行われます。また、「外国における免許等」には、指定申請者が実際に振替業を行うすべての国・地域において、免許又は登録その他これに類する処分を受けている旨を記載することを要します。
3	命令案第4条第2項第2号において免許等を受けていることを証する書面の添付が要求されているが、国・地域によっては免許等を証する書面がなく、単に規制機関のホームページに名称等が記載されるのみの場合もあるものと思われる。そのような場合には、ホームページをプリントアウトした書類が免許等を証する書面にあたるという理解で良いか。	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられますが、外国当局が発行した書面や官報等がない場合等には、ご指摘のような書類についても許容される余地があると考えられます。
4	命令案第4条第2項第3号で要求されている口座の開設を受けていることを証する書面としては、振替法第277条の証明書が必要か。または、他の書面でも許容されるのか。	命令案第4条第2項第3号の書面としては、必ずしも振替法第277条の書面を要するものではありません。同書面以外の場合、例えば、指定申請者の上位機関が発行した「指定申請者のために口座を開設している旨」の記載された書面などが、命令案第4条第2項第3号の書面に該当するものと考えられます。
5	指定国内上位機関が複数ある場合は、いずれか一つの上位機関を記載すればよいという理解で良いか。	貴見のとおりと考えられます。
6	代表者の氏名は変更届出の対象として馴染まないのではないか。例えば、他の変更事項等により届出が必要となる場合に、その時点での署名権限者を証する、Authorised Signature Listを提出させることで代替が可能ではないか。	代表者の氏名は、当局において、指定申請者や外国口座管理機関に対する指定や指定取消し等の処分の直接的な名宛人となるべき代表者の氏名を把握する必要があることから指定申請書の記載事項及び変更届出の対象事項としているものであり、署名者の署名権限を確認するための書類である「Authorised Signature List」ではその代替とはならないものと考えられます。
7	命令案第6条第1項では、本命令の規定の違反が指定取消事由とされているが、これについて軽微な違反であっても、取消事由となるのか。また、命令案第4条第1項第3号の免許等の取消し又は失効があった場合には、指定の取消事由になるべきである。	ご指摘の法令違反又は免許等の取消し等があった場合には、いずれも命令案第6条第1項の取消事由に該当し得るものと考えられます。なお、実際に指定の取消しが行われるか否かについては、主務大臣の合理的な裁量に基づく個別判断により決せられるものと考えられます。

項番	コメントの概要	金融庁の考え方
8	<p>命令案第6条第1項では、「その他特に必要があると認めるとき」に指定を取消することができるとしているが、何らの基準も示されていないことから主務大臣の裁量が広範であり、外国口座管理機関の事業の安定性を害し、取消事由として適切ではないと考える。このような取消事由は削除するか、一定の基準を示すべきある。</p>	<p>指定を取り消すか否かについては、そもそも主務大臣の合理的な裁量に基づく個別判断に委ねられており、命令案第6条第1項の規定は、その一部を例示的に列挙しているものに過ぎません。また、同規定を削除することとした場合、かえって外国口座管理機関において指定の取消しの有無に関する予測可能性を狭めることとなる可能性がありますので、同規定を削除することは適当でないと考えられます。</p>